



鳥取県公報

平成17年7月12日(火)

号外第107号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(61) (教育委員会事務局家庭・地域教育課).....	4
	鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(62) (教育委員会事務局体育保健課).....	4
	鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(63) ().....	12
	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(64)(審査指導室).....	16

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

青少年社会教育施設の管理及び運営に県がより主体的に関与し、もって市町村、地域等との連携を深め、青少年の健全育成に係る施策のより一層の充実を図るため、これまで財団法人鳥取県教育文化財団に委託していた鳥取県立大山青年の家及び鳥取県立船上山少年自然の家の施設設備の管理を県が直接行うよう改める。

2 条例の概要

- (1) 管理の委託を定めた規定を削除する。
- (2) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人等へ県が管理委託している公の施設については、平成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかに移行することが必要。

(2) 現在財団法人鳥取県体育協会に管理委託している鳥取県営鳥取屋内プール及び鳥取県営米子屋内プール並びに鳥取県ライフル射撃協会に管理委託している鳥取県営ライフル射撃場について、指定管理者制度を平成18年4月1日から導入する。

指定管理者制度...普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要があるときに、条例の定めるところにより、指定管理者(法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの)に、当該公の施設の管理を行わせる制度

鳥取県営社会体育施設...スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、武道館を米子市に、鳥取屋内プールを鳥取市に、米子屋内プールを米子市に、ライフル射撃場を西伯郡南部町に設置

2 条例の概要

鳥取県営鳥取屋内プール、鳥取県営米子屋内プール及び鳥取県営ライフル射撃場(以下「社会体育施設」

という。)の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理	社会体育施設の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
(2) 指定管理者の管理の期間	3年間
(3) 開館時間及び休館日	指定管理者が教育委員会の承認を得て定める。
(4) 利用許可	社会体育施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
(5) 行為の制限等	指定管理者は、施設設備をき損する者等に対して、利用を拒み、又は退去を命ずることができる。
(6) 措置命令	指定管理者は、社会体育施設の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。
(7) 料金	社会体育施設の利用料金については、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。 の場合において、指定管理者は、社会体育施設の利用について、あらかじめ知事の承認を得て定めた額の料金を徴収する。
(8) 料金の減免	指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、社会体育施設の利用料金を減免しなければならない。
(9) 施行期日	この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(10)の は公布の日から施行する。
(10) 経過措置等	指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人等へ県が管理委託している公の施設については、平成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかに移行することが必要。
- (2) 現在財団法人鳥取県体育協会に管理委託している倉吉体育文化会館について、指定管理者制度を平成18年4月1日から導入する。

指定管理者制度...普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要があるときに、条例の定めるところにより、指定管理者(法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの)に、当該公の施設の管理を行わせる制度

倉吉体育文化会館...県民の体育及び文化に関する活動を推進するために倉吉市に設置

2 条例の概要

倉吉体育文化会館の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理	倉吉体育文化会館の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
(2) 指定管理者の管理の期間	3年間
(3) 開館時間及び休館日	指定管理者が教育委員会の承認を得て定める。
(4) 利用許可	倉吉体育文化会館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(5) 行為の制限等	指定管理者は、施設設備をき損する者等に対して、利用を拒み、又は退去を命ずることができる。
(6) 措置命令	指定管理者は、倉吉体育文化会館の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。
(7) 料金	倉吉体育文化会館の利用料金については、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。 の場合において、指定管理者は、倉吉体育文化会館の利用について、あらかじめ知事の承認を得て定めた額の料金を徴収する。
(8) 料金の減免	指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、倉吉体育文化会館の利用料金を減免しなければならない。
(9) 施行期日	この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(10)の は公布の日から施行する。
(10) 経過措置等	指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 所要の経過措置を講ずる。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 県内における病院等の常勤の医師の確保を図るため、新たに医師養成確保奨学金制度を創設。
- (2) 当該奨学金の貸与を受けた者の負担の軽減を図るため、一定の条件に該当する場合には、当該奨学金の返還に係る債務の全部又は一部を免除することができることとする。

医師養成確保奨学金の概要

対 象 鳥取大学において医学を専攻する者で、将来県内の病院等において医師の業務に従事しようとするもの

貸 与 額 月額120千円

貸与人数 5名

2 条例の概要

- (1) 次のとおり、医師養成確保奨学金の返還に係る債務の免除の条件及び範囲を定める。

免 除 の 条 件	免除の範囲
鳥取大学を卒業した日の属する年度の翌年度から起算して1年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事その都度定める期間)以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法に規定する臨床研修を受け、当該研修を修了した日から起算して医師養成確保奨学金(以下「奨学金」という。)の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事その都度定める期間)内に、病院等において常勤医師としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事したとき。	債務の全部
の業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部

(2) 施行期日

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

条 例

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第61号

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
（教育委員会規則への委任） 第7条 略	<u>（管理の委託）</u> 第7条 教育委員会は、青少年社会教育施設の施設設備の保全及び利用者の応接に関する事務を財団法人鳥取県教育文化財団に委託する。 （教育委員会規則への委任） 第8条 略

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第62号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合に

は、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示、削除条項並びに別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示、追加条項並びに別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には、当該移動別表を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号 <u>。以下「法」という。</u>）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県営社会体育施設の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発展に寄与するため、鳥取県営社会体育施設を次のとおり設置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第3条 <u>教育委員会は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、鳥取県営鳥取屋内プール、鳥取県営米子屋内プール又は鳥取県営ライフル射撃場（以下「社会体育施設」という。）に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</u></p> <p>（1） <u>社会体育施設の施設設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>（2） <u>前号に掲げるもののほか、社会体育施設の管理に関する業務のうち、知事及び教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務</u></p> <p>（指定管理者の管理の期間）</p> <p>第4条 <u>指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県営社会体育施設の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発展に寄与するため、鳥取県営社会体育施設（<u>以下「施設」という。</u>）を次のとおり設置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div>

(開館時間及び休館日)

第5条 社会体育施設の開館時間は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

2 社会体育施設の休館日は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

(利用の許可)

第6条 社会体育施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 社会体育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、社会体育施設の管理上支障があるものとして教育委員会規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、社会体育施設の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

4 鳥取県立武道館(以下「武道館」という。)を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(行為の制限等)

第7条 社会体育施設又は武道館においては、次の行為をしてはならない。

(1) 社会体育施設又は武道館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、社会体育施設への入館を拒み、又は社会体育施設からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第8条 指定管理者は、社会体育施設の適正な管理を図

(利用の許可)

第3条 施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、社会体育施設の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(使用料)

第10条 武道館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

- 2 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、前項の使用料を減免することができる。

(利用料金)

第11条 社会体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。
- 3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(管理の委託)

第13条 教育委員会は、武道館の保全及び利用者の応接に関する事務を財団法人鳥取県体育協会に委託する。

(使用料)

第4条 鳥取県立武道館の利用については、別表第1に定めるところにより、使用料を徴収する。

- 2 鳥取県営鳥取屋内プール及び鳥取県営米子屋内プールの利用については、別表第2に定めるところにより、使用料を徴収する。
- 3 鳥取県営ライフル射撃場の利用については、別表第3に定めるところにより、使用料を徴収する。
- 4 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、前3項の使用料を減免することができる。

(施設の管理の委託)

第5条 教育委員会は、次の表の左欄に掲げる施設の保全及び利用者の応接に関する事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる者に委託する。

(教育委員会規則への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、社会体育施設及び武道館の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

別表(第10条関係) 略

名称	委託先
鳥取県立武道館	財団法人鳥取県体育協会
鳥取県営鳥取屋内プール	
鳥取県営米子屋内プール	
鳥取県営ライフル射撃場	鳥取県ライフル射撃協会

(教育委員会規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、施設の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

別表第1(第4条関係) 略

別表第2(第4条関係)

1 施設使用料

区 分				金 額		
プール	一 般 人 利 用	回数券又は 1月利用券、 3月利用券 若しくは6 月利用券に よらないで 利用する場 合	幼児	温水	1人1回につき 240円	
				冷水	1人1回につき 160円	
			児童又 は中学 校の生 徒	温水	1人1回につき 360円	
				冷水	1人1回につき 250円	
			高等学 校の生 徒又は 学生	温水	1人1回につき 580円	
				冷水	1人1回につき 400円	
			一般人	温水	1人1回につき 730円	
				冷水	1人1回につき 500円	
			回数券によ り利用する 場合	幼児	温水	回数券11枚につ き 2,410円
					冷水	回数券11枚につ き 1,680円
				児童又 は中学 校の生 徒	温水	回数券11枚につ き 3,670円
					冷水	回数券11枚につ き 2,520円
				高等学 校の生 徒又は 学生	温水	回数券11枚につ き 5,880円
					冷水	回数券11枚につ き 4,090円

	一般人	温水	回数券11枚につき 7,350円
		冷水	回数券11枚につき 5,040円
1月利用券 により利用 する場合	幼児	温水	1人につき 1,600円
		冷水	1人につき 1,040円
	児童又は 中学校の 生徒	温水	1人につき 2,400円
		冷水	1人につき 1,680円
	高等学 校の生 徒又は 学生	温水	1人につき 3,920円
		冷水	1人につき 2,720円
	一般人	温水	1人につき 4,960円
		冷水	1人につき 3,360円
3月利用券 により利用 する場合	幼児	温水	1人につき 4,560円
		冷水	1人につき 2,880円
	児童又は 中学校の 生徒	温水	1人につき 6,720円
		冷水	1人につき 4,800円
	高等学 校の生 徒又は 学生	温水	1人につき 11,040円
		冷水	1人につき 7,680円
	一般人	温水	1人につき 13,920円
		冷水	1人につき 9,600円
6月利用券 により利用 する場合	幼児	温水	1人につき 7,680円
		冷水	1人につき 6,480円
	児童又は 中学校 の生徒	温水	1人につき 12,000円
	冷水	1人につき 10,080円	

		高等学 校の生	温水	1人につき 19,200円
		徒又は 学生	冷水	1人につき 16,320円
		一般人	温水	1人につき 24,480円
			冷水	1人につき 20,640円
団体（20人以 上のものに限 る。）	幼児	温水	1人1回につき 180円	
		冷水	1人1回につき 130円	
	児童又 は中学 校の生 徒	温水	1人1回につき 290円	
		冷水	1人1回につき 200円	
	高等学 校の生 徒又は 学生	温水	1人1回につき 460円	
		冷水	1人1回につき 320円	
一般人	温水	1人1回につき 580円		
	冷水	1人1回につき 400円		
専用利用	温水	1コース1時間 につき 3,680 円		
	冷水	1コース1時間 につき 2,580 円		
鳥取県営鳥取屋内プールの研修室			1時間につき 330円	
鳥取県 営米子 屋内プ ールの トレー ニング ホール	一般人	1人1回につき 70円		
	専用利用	全面1時間につ き 270円		
			2分の1面1時 間につき 130 円	

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

2 この表において「1月利用券」、「3月利用券」及び「6月利用券」とは、それぞれの利用券の券面に記載された月数の期間内において、これらの利用券を提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。

3 1月利用券、3月利用券又は6月利用券の券面に記載された月数の期間が温水のプールを利用できる期間と冷水のプールを利用できる期間にわたる場合の使用料の額は、温水のプール又は冷水のプールを1月利用券、3月利用券又は6月利用券により利用する場合の使用料の額を勘案して知事が別に定める。

4 研修室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める使用料の額に当該額の2割に相当する額を加算するものとする。

2 水泳教室参加料

区 分		金 額
一般水 泳教室	幼児	1人1課程につき 3,400円
	児童又は中学校の生徒	1人1課程につき 4,210円
	高等学校の生徒又は学生	1人1課程につき 7,330円
	一般人	1人1課程につき 8,430円
特別水 泳教室	短期児童教室	1人1課程につき 2,430円
	親子教室	1組1課程につき 8,430円

別表第3 (第4条関係)

1 施設使用料

区 分	金 額	
	専用利用	一般利用
スモールポア・ライフル射撃場	1時間につき 2,800円	1人1時間につき 130円
エア・ライフル射撃場	1時間につき 1,390円	1人1時間につき 70円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

2 設備使用料

設備の価格等を勘案して知事が別に定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第63号

鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和56年鳥取県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項(以下「削除条項」という。)を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示、削除条項及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 教育委員会は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、体育文化会館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) 体育文化会館の施設設備の維持管理に関する業</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p>

務

(2) 前号に掲げるもののほか、体育文化会館の管理に関する業務のうち、知事及び教育委員会のみの権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第5条 体育文化会館の開館時間は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

2 体育文化会館の休館日は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

(利用の許可)

第6条 体育文化会館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 体育文化会館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、体育文化会館の管理上支障があるものとして教育委員会規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、体育文化会館の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第7条 体育文化会館においては、次の行為をしてはならない。

(1) 体育文化会館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(利用の許可)

第3条 体育文化会館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める行為

- 2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、体育文化会館への入館を拒み、又は体育文化会館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第8条 指定管理者は、体育文化会館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
(2) 前条の命令に従わないとき。
(3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
(4) 利用許可の条件に違反したとき。
(5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
(6) 前各号に掲げるもののほか、体育文化会館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用料金)

第10条 体育文化会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。
3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(教育委員会規則への委任)

第12条 略

(使用料の徴収)

第4条 体育文化会館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第5条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(管理の委託)

第6条 知事は、体育文化会館の施設設備の保全及び利用者の応接に関する事務を財団法人鳥取県体育協会に委託する。

(教育委員会規則への委任)

第7条 略

別表(第4条関係)

1 施設使用料

区 分		単 位	金 額	
体育館	専用利用	入場料その他これに類するもの (以下「入場料等」という。)を徴収しないとき。	全面1時間につき	800円
		営利を目的としない場合	2分の1面1時間につき	400円
			3分の1面1時間につき	200円
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	1,600円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	28,000円
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	40,000円
一般利用	一般人	1人1回につき	70円	
大研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	2,400円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	3,120円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	4,800円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	6,240円
中研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	840円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,090円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	1,680円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	2,180円
小研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	480円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	630円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	960円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,260円
教養室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	340円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	450円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	690円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	900円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 冷房又は暖房をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。
- 3 体育館を専用利用の方法で利用する場合において知事が必要と認める照度以上の照明をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。
- 4 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあつては100分の95、(2)に掲げる時間帯にあつては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
 (1) 午前9時から正午まで、正午から午後6時まで又は午後6時から午後10時まで
 (2) 午前9時から午後6時まで、正午から午後10時まで又は午前9時から午後10時まで

2 設備使用料

設備の価格等を勘案して知事が別に定める額

3 スポーツ教室参加料

区 分	金 額
児童又は中学校の生徒	1人1課程につき 1,470円
高等学校の生徒又は学生	1人1課程につき 1,980円
一般人	1人1課程につき 2,460円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第64号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>		
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略			略		
<p>県内における理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の充実に資するため、理学療法士等養成施設（理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設、同法第12条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設又は言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号から第3号まで若しくは第5号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した言語聴覚士養成所、大学（短期大学を除き、同条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。）若しくは職業能力開発総合大</p>	略	<p>債務の全部又は一部</p>	<p>県内における理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の充実に資するため、理学療法士等養成施設（理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設、同法第12条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設又は言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号から第3号まで若しくは第5号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した言語聴覚士養成所、大学（短期大学を除き、同条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。）若しくは職業能力開発総合大</p>	略	<p>債務の全部又は一部</p>
	<p>4 第2号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事することができなくなったとき。</p>			<p>4 第2号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事することができなくなったとき。</p>	

<p>学校の長期課程（同条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。）をいう。以下同じ。）に在学する者で、将来県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>		<p>学校の長期課程（同条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。）をいう。以下同じ。）に在学する者で、将来県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>				
<p>県内における医師の確保を図るため、国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>1 鳥取大学を卒業した日の属する年度の翌年度から起算して1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修を受け、当該研修を修了した日から起算して医師養成確保奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）内に、病院等において常勤医師（当該病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師を</p>	<p>債務の全部</p>				
<p>医師養成確保奨学金</p>						

	いう。)としての 業務に奨学金の貸 与を受けた期間に 相当する期間以上 通算して従事した とき。
	2 前号に規定する 業務従事期間中に、 業務上の事由によ り死亡し、又は業 務に起因して精神 若しくは身体に著 しい障害を受けた ためその業務に従 事することができ なくなったとき。
	3 前号に該当する 場合を除き、死亡 し、又は精神若し くは身体に著しい 障害を受けたため 医師の業務に従事 することができな くなったとき。

債務の
全部又
は一部

略

備考 略

--	--

略

備考 略

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

